

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付  
教育職員の給与等特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分に  
ついて

地方公務員法改正（平成 26 年法律第 34 号平成 26 年 5 月 14 日公布平成 28 年  
4 月 1 日施行）により、所要の条文整備（条項ずれ）を行うため、地方自治法  
第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 18 年横須賀市条例  
第 58 号）の規定により、平成 28 年 3 月 31 日市立高等学校及び市立幼稚園の教  
育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例の一部を改正  
する条例を次のとおり専決処分を行い、同日公布したので、報告します。

なお、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、当該専決処分について、次  
回市議会定例会に報告することを併せて報告します。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員  
の給与等特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

横須賀市長 吉田雄人

横須賀市条例第 31 号

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期  
付教育職員の給与等特別措置条例の一部を改正する条例

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員  
の給与等特別措置条例（昭和 46 年横須賀市条例第 51 号）の一部を次のように改  
正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(総則)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに  
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年  
法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、市立高等学校及び市立幼稚園  
の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員(市立中学校の教育職員で、  
一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年横須賀市条例第3号)第2  
条第2項の規定に基づく任期付職員をいう。以下同じ。)の給与その他の勤務  
条件について特例を定めるものとする。